

## 【同一認証番号とする場合のガイドライン】

### 1 経緯

総務省では、平成23年8月2日から31日の間、「基準認証制度における表示の見直し」に係る意見募集を実施し、その結果を同年10月19日に報道発表したところ、当該意見募集の結果等を踏まえた関係省令等の改正について、平成23年12月16日に官報公示・施行されたところである。

### 2 目的

改正省令条文中「適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り」の部分の統一的解釈をガイドライン化することにより、登録証明機関及び認証取扱業者等関係者間における共通認識を図り、特に認証取扱業者からの認証手続漏れの防止等、基準認証制度の円滑な運用に資することを目的とする。

### 3 適用範囲

本件見直しの契機となった「通信・放送の総合的な法体系の在り方」(平成21年8月情報通信審議会答申)に掲げられている「技適マークが付された無線設備について、製造・販売後に開発された機器・部品等の追加・交換を、技適マークの貼り替え等なしに行えるようにする」への対応、関係者から要望のあった「新スプリアス基準適用に係る再測定」への対応、「先行した国際技術基準の国内基準への反映後に係る再認証」への対応、「複数の既存技術基準を統合した新技術基準に係る再認証」への対応のほか、本件見直しにより関係告示から削除され制限がなくなった「アンテナ増設」への対応等、表示を除去するための無線設備の回収が著しく困難又は不合理な場合等、特に喫緊の対応を要する事象を対象とする。

なお、本適用範囲は、必要に応じ、迅速かつ柔軟な見直しを適宜実施するものとする。

### 4 ガイドライン

4.1項の適用要件を満足し、かつ、4.2項の個別事象に対するガイドラインに該当する場合に、同一認証番号とすることができる。

#### 4.1 適用要件

申込者（製造者等の認証取扱業者(注1)）が既に認証を受けている工事設計認証

番号と同一認証番号を希望する場合であって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(以下、「証明規則」という。)の様式第7号注5(2)の規定に基づき、登録証明機関が同一認証番号とすることができる場合は、次に掲げる要件を同時に満足すること(注2)。なお、今回の証明規則の改正は、登録証明機関が付与する工事設計認証番号の表示方法を見直ただけであり、登録証明機関と申込者の間の工事設計認証取得プロセスは今までどおり必要であることに注意すること。

注1 既工事設計について認証を受けた認証取扱業者が倒産等した場合にその業務を引き継ぐ者が存在しない場合であって、当該認証を受けた特定無線設備の無線局免許を取得している電気通信事業者がその既工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合を含む。

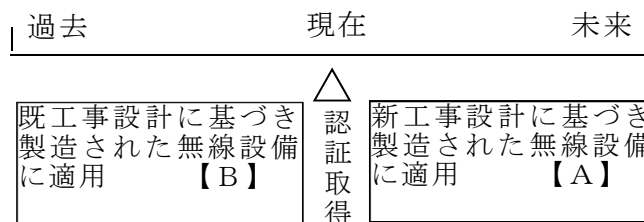
注2 電波法及び関係法令、周波数割当計画の改正等により、既工事設計の周波数のうち一部の周波数が使用できなくなった場合等において、既工事設計から当該周波数を削除した新工事設計については、この限りでない。

4.1.1 新工事設計が既工事設計のすべてを包含していること。包含のイメージは図1のとおり。



図1 「00\*ABCD」は工事設計認証番号を示す

4.1.2 新工事設計を既工事設計に適用するものであること。適用のイメージは、図2のとおり。



(【A】部分に加えて、【B】部分にも適用させる。)

図2

## 4.2 個別事象に対するガイドライン

### 4.2.1 部品の追加

次のいずれの要件にも該当すること

- (1) 無線の特性に影響を与えるものでないこと。

- (2) 部品の機能は、同等以上であること。
- (3) 工事設計書の記載事項に変更がないこと。
- (4) 無線設備系統図の変更が伴わないこと。(但し、部品の型番は除く。)
- (5) 無線設備の主要部を一の部品で構成している無線設備の当該一の部品でないこと。(ワンチップの無線設備をチップごとに変更するものではないこと。)

#### 4.2.2 新スプリアス規定の適用への対応

次のいずれの要件にも該当すること

- (1) 無線設備規則の一部改正 (H17.8.9 総務省令第 119 号) による改正後の設備規則第 7 条別表第 3 号の規定に適合するものであること。
- (2) 無線設備に変更を加えずに、上記(1)の改正法令の技術基準に適合するものであること。

#### 4.2.3 変調方式の追加

次のいずれの要件にも該当すること

- (1) 対象の種別は、証明規則第 2 条第 1 項第 11 号の 19、第 11 号の 19 の 2、第 11 号の 19 の 3、第 11 号の 20、第 11 号の 20 の 2、第 11 号の 20 の 3、第 11 号の 20 の 4、第 11 号の 20 の 5、第 11 号の 20 の 6、第 11 号の 21、第 11 号の 21 の 2、第 11 号の 22、第 11 号の 23、第 11 号の 24、第 11 号の 29、第 11 号の 30、第 11 号の 31、第 11 号の 32、第 49 号、第 51 号、第 52 号の 2、第 52 号の 3、第 53 号、第 54 号、第 54 号の 2、第 54 号の 3 又は第 54 号の 4 であって、親局により制御されるものであること。
- (2) 次の何れかの方法により、変調方式を追加させるものであること。
  - ①無線設備のハードやソフトに変更がないこと。
  - ②電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定の変更により変調方式を追加させるものであること。

#### 4.2.4 通信方式によらない「携帯無線通信の中継を行う無線局」への移行等

電波法施行規則等の一部改正 (H23.10.25 総務省令第 140 号) により、通信方式毎の中継を行う無線局から改正後の証明規則第 2 条第 1 項第 10 号の通信方式によらない「携帯無線通信の中継を行う無線局」に移行する場合又は証明規則第 2 条第 1 項第 10 号又は第 10 号の 2 の無線設備の技術基準に合致する範囲内で、周波数、電波型式等を追加する場合であること。

#### 4.2.5 空中線（空中線系も含む。）の追加

対象とする特定無線設備は、携帯無線通信用や小電力データ通信システム等とし、対象の種別は、証明規則第 2 条第 1 項第 8 号（電波法施行

規則第6条第4項第2号(1)に規定するテレメーター用、テレコントロール用又はデータ伝送用で使用するものであって、915MHzを超え930MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は同号(10)に規定する移動体識別用で使用するものに限る。)、第10号、第10号の2、第11号の3～第11号の30、第19号～第19号の3(電波法施行規則等の一部改正(R1.7.11総務省令第27号)による改正前の証明規則第2条第1項第19号の3の2及び第19号の3の3を含む。)、第19号の5～第19号の11、第20号の3、第21号の3、第22号～第23号の3、第49号～第54号の4、第64号又は第73号～第75号に該当するものであること。

#### 4.2.6 周波数の追加

次のいずれかの要件に該当すること。なお、本項における「周波数」には、本項に基づく周波数の追加に伴う電波型式、電力等を含むものとする。

- (1) 携帯無線通信又は広帯域移動無線アクセスシステム用の陸上移動局であって、証明規則第2条第1項第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の21の2、第11号の30、第11号の32、第54号又は第54号の4に該当するものあり、あらかじめ当該周波数を追加する機能を具備している無線設備において、電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定の変更により周波数を追加させるものであること。
- (2) 携帯無線通信又は広帯域移動無線アクセスシステム用の基地局等であって、証明規則第2条第1項第11号の5、第11号の6、第11号の6の2、第11号の6の3、第11号の6の4、第11号の6の5、第11号の9、第11号の10、第11号の10の2、第11号の10の3、第11号の10の4、第11号の10の5、第11号の20、第11号の20の2、第11号の20の3、第11号の20の4、第11号の20の5、第11号の20の6、第11号の22、第11号の23、第11号の24、第11号の29、第11号の31、第53号、第54号の2又は第54号の3に該当するものであり、あらかじめ当該周波数を追加する機能を具備している無線設備において、電気通信事業者に所属する制御所より電気通信事業者が管理するソフトウェアの設定の変更により同一バンド内の周波数の追加に限りその追加をさせるものであること。

#### 4.2.7 データ伝送速度の高速化又は送信バースト長の追加

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 平成17年総務省告示第1299号の最終改正の規定又は平成24年総務省告示第435号の最終改正の規定に適合するものであること。
- (2) 対象の種別は、携帯無線通信又は広帯域移動無線アクセスシステム

用の無線設備であり、証明規則第2条第1項第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の9、第11号の10、第11号の10の2、第11号の10の3、第11号の10の4、第11号の10の5、第53号、第54号、第54号の2、第54号の3又は第54号の4に該当するものであること。

(3) 次の何れかの方法により、上記(1)の技術基準に適合するものであること。

①無線設備のハードやソフトに変更がないこと。

②電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定変更によりデータ伝送速度を高速化又は送信バースト長を追加させるものであること。

#### 4.2.8 一の送信装置による複数搬送波の同時発射機能の追加

次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 携帯無線通信又は広帯域移動無線アクセスシステム用の基地局であって、証明規則第2条第1項第11号の20、第11号の20の2、第11号の20の3、第11号の20の4、第11号の20の5、第11号の20の6、第11号の22、第11号の23、第11号の24、第11号の29、第11号の31、第53号、第54号の2又は第54号の3に該当するものであり、あらかじめ当該機能を具備している無線設備において、電気通信事業者が管理するソフトウェアの設定の変更により同時発射させるものであること。

(2) 携帯無線通信又は広帯域移動無線アクセスシステム用の陸上移動局であって、証明規則第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の21の2、第11号の30、第11号の32又は第54号に該当するものであり、あらかじめ当該機能を具備している無線設備において、電気通信事業者が管理するソフトウェアの設定の変更により同時発射させるものであること。

#### 4.2.9 電波型式の追加

次のいずれかの要件に該当すること。

(1) 対象の種別は、証明規則第2条第1項第11号の19、第11号の19の3、第11号の21、第11号の21の2、第11号の30又は第11号の32であって、既認証で取得済みの周波数帯域に音声通話機能を追加する場合であり、あらかじめ本機能を追加する機能を具備している無線設備において、電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定の変更により本機能を追加させるものであること。

(2) 対象の種別は、証明規則第2条第1項第12号であって、既認証で取得済みの周波数帯域に電波型式を追加する場合であり、無線設備のハードやソフトに変更がないこと。

#### 4.2.10 NB-IoT（ガードバンドモード）への対応

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 対象の種別は、携帯無線通信の中継を行う無線局又は携帯無線通信用基地局であって、証明規則第2条第1項第10号から第10号の2、第11号の20から第11号の20の4、第11号の20の2から第11号の20の5又は第11号の20の3から第11号の20の6に移行する場合であること。
- (2) あらかじめNB-IoT（ガードバンドモード）を追加する機能を具備している無線設備において、電気通信事業者の管理の下でソフトウェアの設定の変更により本機能を追加させるものであること。

#### 4.2.11 デジタルコードレス電話（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話）の無線局の35ch、37chに制御チャネルの用途を追加することへの対応

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 対象の種別は、証明規則第2条第1項第21号の無線設備であって、既認証で取得済みの周波数帯域に35ch（1905.35MHz）、37ch（1905.95MHz）に制御チャネルの用途を追加する場合であること。
- (2) 認証取扱業者がソフトウェアの設定の変更により本機能を追加させるものであること。

#### 4.2.12 5GHz帯無線アクセスシステムの一部周波数の使用期限への対応

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 対象の種別は、証明規則第2条第1項第19号の5から11までの無線設備であって、既認証で取得済みの周波数帯域から一部の周波数（5030MHzから5091MHz）を削除するもの。
- (2) 認証取扱業者がソフトウェアの設定の変更により上記(1)の変更を行うものであること。

#### 4.2.13 デジタルコードレス電話（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話）の無線局の親機のキャリアセンス機能に係る制度変更への対応

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 対象の種別は、証明規則第2条第1項第21号の2の無線設備であって、既認証で取得済みのキャリアセンス機能対象周波数（1897.344MHz、1899.072MHz又は1900.8MHz）から1897.344MHzの周波数を削除する場合であること。
- (2) 認証取扱業者がソフトウェアの設定の変更により上記(1)の変更を行うものであること。

#### 4.2.14 デジタルコードレス電話（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話）の無線局の技術基準変更に伴う周波数の追加への対応

次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 対象の種別は、証明規則第 2 条第 1 項第 21 号の 2 の無線設備であって、既認証で取得済みの周波数 (F1: 1895.616MHz, F2: 1897.344MHz, F3: 1899.072MHz, F4: 1900.800MHz 及び F5: 1902.528MHz) に、F6: 1904.256MHz の周波数を追加する場合であること。
- (2) 認証取扱業者がソフトウェアの設定の変更により上記 (1) の変更を行うものであること。

#### 4.2.15 次世代高効率無線 LAN(IEEE802.11ax)等への対応

電波法施行規則等の一部改正 (R1.7.11 総務省令第 27 号) により、無線方式 (IEEE802.11ax) 又は周波数 (W56/144ch) の追加等を認証取扱業者がソフトウェアの設定の変更により行うものであって、次のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 対象の種別は、証明規則第 2 条第 1 項第 19 号又は第 73 号から第 75 号に該当するものであって、改正後の技術基準に適合するものであること。
- (2) 対象の種別は、証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 3 に該当するものであって、改正前の第 19 号の 3、第 19 号の 3 の 2 又は第 19 号の 3 の 3 を改正後の第 19 号の 3 に統合するものであること。